

今後も、このような生徒が主体的に活動できる取組を継続し、「生きる力」を育成していくことが大切です。

○ 展覧会における親子対象ワークショップ（環境生活部 斎宮歴史博物館）

斎宮歴史博物館では、家族で展覧会への関心を共有し、斎宮や平安時代の文化に興味を持ってもらうため、特別展・企画展において、親子で体験できるイベントを実施しました。春季企画展「ファッションとしぐさの今昔」では「蝙蝠（かわほり）扇をつくろう」、夏季企画展「海をえがく・表現する」では「ステンシルで波の文様のうちわをつくろう」、特別展「暦と怪異」では、「絵馬をつくろう」などを計6回実施しました。また、夏季企画展では子ども向け関連イベント「つりをしよう」を実施し、船の塗り絵を配布したほか、特別展では、来館した子どもに「もののけぬりえ」を配布しました。

今後も、子どもが歴史・文化への興味、関心を育むことができる体験活動の実施を継続していきます。

○ 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の主催事業（教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課）

鈴鹿青少年センターでは、近隣の施設を活用した自然観察やキャンプ、また幼児対象の英語教室や小学校低学年向けの体操教室など、利用者のニーズに応じた主催事業を実施しました。また、熊野少年自然の家では、野外体験活動や宿泊研修など、豊かな自然・歴史・文化・人材等からなる地域資源を最大限に活用した多様で魅力ある主催事業を実施しました。

今後も、自然環境等を生かし、家族や集団で参加できる事業を行うことにより、子どもが心身ともに健やかに成長できる機会を提供していきます。

○ 職場体験学習、畜産ふれあいイベント、（農林水産部 農業戦略課）

農業研究所では、小学生から高校生までを対象に「職場体験学習」の受け入れを行い、農業機械の実演、栽培管理や収穫等の体験学習を行いました。また、畜産研究所では、幼児や児童が家族と一緒に、家畜と実際にふれあうことができる様々な体験型イベントを開催しました。

今後も、農業や畜産業の発展に向けた研究開発の取組の紹介、体験学習や家畜とのふれあいの場を通じて、子どもたちの農業・畜産業等に対する興味や理解の醸成を図っていきます。

（4）子どもの育ちを見守り、支えるための人材育成及びそのための環境整備

子どもが豊かに育っていくためには、たくさんの大人が多様な価値観を持って子どもとふれあい、子どもを支えていくことが大切です。地域の中で子どもの育ちを支えることのできる人材を育成するとともに、そうした人材を含め地域の多様な主体が行う活動の促進等の環境整備が求められています。

地域で子どもの育ちを支え、見守るための取組や、様々な悩みや不安を抱えた子育て中の親同士が話し合い交流することで、子育てに関する不安解消や親同士のネットワークづくりにつながっていくような取組が重要となってきます。

人材育成については、「みえの子育ちサポーター」の養成や、学力向上県民運動、思春期ピアサポーター、森林環境教育など多くの切り口で、子どもの施策に関わる人材を育成しています。

こうした人材が、地域の中で、様々な活動に主体的に関わる必要があることから、市町や関係機関等と連携を図りながら環境整備をしていきます。

○ キャリアガイド作成普及事業（環境生活部多文化共生課）

一人でも多くの外国につながる子どもたちが将来の夢や目標を持って学校での学習や日本語習得に励むとともに、保護者の教育意識を高めることを目的に、目標となるような先輩を紹介するなど「子どもの教育の大切さ」を伝えるキャリアガイドDVDを活用して、キャリアガイド出前セミナーを開催しました。

さらに、三重県民生委員児童委員ブロック別研修会等で説明をするなど、地域社会の担い手である多様な主体者に、外国人住民の状況について理解を深めてもらうことで支援する裾野を地域で広げていきます。

○ みえの学力向上県民運動の推進（教育委員会事務局 小中学校教育課）

子どもたちの学力向上に向けて、平成24年度から重点的に取組を進めている事業です。11月2日開催した「みえの学力向上県民運動キックオフイベント」後、家庭や地域における県民運動の具体的な展開に向け、PTA連合会や子育て支援団体、商工会議所等に、基本方針の趣旨や考え方を説明し、具体的な取組に向けて連携を図ってきました。

今後は、基本的な生活習慣、学習習慣の確立に向けた家庭での取組や、「まなびのコーディネーター」の地域への派遣による「みえの学び場」づくりなどの具体的な取組を進めていきます。

○ 地域と協働する学校運営支援事業・地域による学力向上支援事業（教育委員会事務局 小中学校教育課）

コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等を導入している学校では、地域の教育力を活用した学習支援や体験活動、放課後等の子どもの居場所づくりの取組が進められています。このことにより、学校・家庭・地域が一体となって、地域の子どもたちの課題を共有したうえで、その状況に応じた支援について検討されています。

今後は、県内のすべての公立小中学校が、学校・家庭・地域が一体となった、開かれた学校づくりに取り組むことができるよう、市町教育委員会と連携し、取組の拡大を図っていきます。

○ みえの子育ちサポーターの養成と「子育て支援」活動の支援（健康福祉部子ども・家庭局 子どもの育ち推進課）

家庭や地域の中で、子どもの育つ力を見守り支える人材である「みえの子育ちサポーター」を養成するために、公開講座2回と、出前講座28回を開催し、1,532人を養成しました。

また、子育てサポーターを中心とした県内各地のグループに、「子育て支援」の考え方や情報などを発信するためのイベント、子どもの育ちに関する情報収集や理解を深めるための場づくり（研修会、勉強会など）など8件の活動を支援しました。

今後も、子育てサポーター養成数の拡大とサポーターの具体的な活動について、地域で連携するしくみを検討していく必要があります。

○ 親なびワークの活用（健康福祉部子ども・家庭局 子どもの育ち推進課）

子育てに関するテーマに基づき、日頃の思いや悩み、不安などを語り合い、共感するなかで、親の役割や親自身の成長について、気づき、学び合う参加体験型のプログラムとして、「親なびワーク」（親自身の学びを支援するワークショップ）を県内18カ所で開催し、445人の参加がありました。

平成25年度は、これまで学齢期の子どもを親を対象としていましたが、児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児の親を重点的な対象として取り組みます。

○ 思春期ピアサポーター養成事業（健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課）

中高生の世代に近い看護系大学生を思春期ピアサポーターとして29人養成し、中高生に対し性に関する正しい知識の提供や相談などを行うピア活動（仲間教育）に取り組みました。実施後のアンケート結果から「友人関係や性の知識など知りたいことが知れた。自分の意見が言えた。」等の肯定的な意見が得られました。

今後も、ピアサポーターの養成を継続するとともに、思春期に携わる教育・保健関係者にピア教育について周知を行い、実践校の増加に努めます。

○ 里親研修及び里親相互養育援助事業（里親サロン）の実施（健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課）

新規の里親希望者を対象に、社会的養護の現状、里親に期待される役割、要保護児童への理解を深めるための研修・実習を実施し、延べ77人の参加者がありました。

また、里親の養育技術の向上及び精神的負担の軽減を図るため、里親相互の定期的な交流及び情報交換を行う場として、里親相互養育援助事業（里親サロン）を、当事者団体である三重県里親会に委託して実施しました。県内各地域において計38回の交流行事等を開催し、延べ人数で里親子等516人、児童福祉施設職員18人、児童相談所職員52人の参加がありました。

今後も、社会的養護を必要とする子どもや里親への支援が必要です。

○ 子ども農山漁村ふるさと体験推進事業（地域連携部 地域支援課）

子ども農山漁村ふるさと体験推進事業として、グリーンツーリズムインストラクター育成事業による農山漁村体験の指導者の育成、子ども農山漁村ふるさと体験受入モデル体制整備支援交付金事業による子どもたちの農山漁村体験の受入体制の整備を行いました。

これらの取組により、都市と農山漁村の交流が生まれ、子どもたちが農山漁村体験を通じて心豊かに育つことに役立つと考えます。引き続き、これらの取組を進める必要があります。

○ 森林環境教育（農林水産部 みどり共生推進課）

森林や木への理解を深めるため、小学校での森林環境教育の取組支援や、子どもも参加できる活動体験講座を開催するとともに、森林環境教育の指導者を23名養成しました。今後も、森林や木に対する子どもの興味や関心を高める活動体験の場づくりが必要です。

森林環境教育の指導者育成等に取り組むとともに、指導者登録制度を活用し小学校等での森林環境教育を実施するなど、子どもの学習機会の拡大を進めていきます。

(5) その他、子どもの育ちを見守り支えるための取組

条例第11条施策の基本事項に規定する子どもの権利学習や、意見表明、地域社会への参画を実現するためには、その基盤となる環境づくりが必要です。家庭・地域・学校等、さまざまな場面における子どもの安全の確保、心身の健やかな成長支援のために、ハード面での生活環境の整備とソフト面での人的配慮やさまざまな取組が不可欠です。

○ デートDV出前講座の実施（健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課）

ドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に最近では、大学生や高校生などの若い世代のカップルにおいても「デートDV」と呼ばれる暴力行為が発生しており、現在や将来において、加害者・被害者にならないよう、早い段階での意識啓発が重要です。

このため、県内の高校や大学にデートDV防止の講師を派遣し、高校生や大学生、指導する立場の教員に対して、DV防止啓発を行いました。

○ デートDV実態調査・予防啓発（環境生活部 男女共同参画・NPO課）

啓発資料「デートDV防止パンフレット」を作成、県立高校（全日制）の全生徒に配布し、若年層における交際相手からの暴力防止に関する周知・啓発を行いました。また、デートDVに関する意識と実態を把握するため、県立高等学校（全日制）全55校、私立高等学校2校、国公私立大学・短期大学10校の高校・大学生を対象にアンケート調査を実施し、結果を報告書にまとめました。

調査では、交際経験のある者（全体の49.5%）のうち、約5人に1人に加害

経験がある、約4人に1人に被害経験があるという結果となっており、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、今後も引き続き、高校生等の若年層に対してデートDV防止・DV予防のための啓発、教育・学習が必要です。

○ 小学校への出前授業（環境生活部 斎宮歴史博物館）

斎宮歴史博物館が所在する多気郡明和町の教育委員会及び町内6小学校と連携し、斎宮や斎宮の最盛期だった平安時代の歴史や文化、学校近くにある遺跡をテーマとした授業を実施しました。授業は教室だけではなく、斎宮歴史博物館・いつきのみや歴史体験館・史跡内を幅広く利用してバックヤード見学や体験授業も行いました。また、斎宮跡の中に所在する斎宮小学校では、総合学習の時間を活用して史跡内ウォーク、同じく史跡内を通る江戸時代の伊勢街道調査なども行い、日常の生活空間の中の文化財について、実地体感する機会となりました。

○ 合同企業説明会（雇用経済部 雇用対策課）

子どもが豊かに育つことができる社会づくりには、学校を卒業した後、希望や能力に応じて働くことで、生活の基盤を作るとともに社会の一員として活躍できる環境整備が重要な課題のひとつです。このため、若者の雇用支援と企業の人材確保の観点から、三重県内での就職を希望する若者と県内企業の人事担当者が面談できる合同企業説明会を7回実施したところ、延べ531社が出席し、1,890人が来場しました。

今後も若者就労支援の取組について、見直しをはかりつつ、取組を継続していきます。

○ 通学路等の整備（県土整備部 道路管理課）

子どもたちが安全に通行できる道路など、歩行者等の安全確保をねらいとして、緊急性の高いところから歩道整備を実施しました。また、既存の道路敷地が活用可能な箇所において、路肩を整備し、早期に歩行空間を確保する「あんしん路肩整備」を実施しました。さらに、他府県において、多数の通学児童等が死傷する交通事故などが相次いで発生しており、通学路の一層の安全確保が課題となっていることから平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、歩道の整備や路肩のカラー化等、歩行空間の改善に資する対策を進めました。

通学路の一層の安全確保に向け、今後も引き続き、子どもたちを通学路等における危険から守るための対策を進めていく必要があります。

3 各主体への働きかけ

条例第5条から9条において、保護者、学校関係者等、県民等、事業者及び市町の役割を明らかにしていますが、各主体がそれぞれの役割を果たしていけるよう条例の趣旨、理念、それぞれの役割について周知・啓発を行いました。

○ 保護者

保護者や県民を対象に、「みえの子育ちサポート講座」を30回開催し、子どもの育つ力を見守り支えることのできる人材として「みえの子育ちサポーター」を1,532人養成しました。保護者のほか、民生委員や放課後児童クラブの指導員、PTAなどの参加を得て、地域で子どもの育ちを応援する機運を高めることができました。

○ 学校関係者等

学校においては、三重県教育ビジョンのもと、条例の考え方と道筋を同じくする「子どもの権利が尊重される社会の実現」に向けて取り組んでいます。

○ 事業者

事業者や子どもに関わる団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、平成25年3月末現在で、会員数が1,124（企業626、団体498）に達し、社会全体で子どもや子育て家庭を支える態勢が拡大しています。

○ 市町

市町においては、子どもの育ちや子育て支援に関する各種施策の主体として条例の基本理念に基づき施策の推進を図っています。名張市では平成19年から名張市子ども条例を施行しているほか、津市や東員町では、子どもの権利条例制定に向けて市民（町民）委員会が開催され、松阪市では子ども委員会が開かれようとしています。

今後も、各主体がそれぞれの役割を果たしていくために、条例の趣旨を共有し互いに連携・協働しながら、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざして支援していきます。

4 **子どもからの相談への対応**

子ども条例の前文では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利があり、そのためには、虐待やいじめ、あらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、思いや意見が尊重されることが明記されています。そして、条例第12条では、子どもからの相談に対応する窓口を県が設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応をとることを定めています。

子どもを対象にした相談窓口は、虐待・いじめ等から子どもを守る役割を果たすだけでなく、子どもが相談することによって、悩みを抱える子どもの心の解放や感情の整理を支援し、自分のありのままを受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる重要な取組です。

今後は、相談内容の分析結果を関係機関に提供し、関係機関との連携を深め、対応について検討する態勢を築いていきます。

○ 子ども専用相談電話（健康福祉部子ども・家庭局 子ども育ち推進課）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダ

ダイヤル」を平成24年2月に開設しました。

悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決して行くことができるよう手助けしています。虐待やいじめなど子ども自身のみでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応します。平成24年度の受信件数は3,445件で、関係機関へ情報提供したのは17件でした。

今後も、子どもが相談したいときに相談できるよう「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図ります。

○ 面接及び電話による教育相談、いじめ・体罰に関する電話相談、(教育委員会事務局 研修企画・支援課)

複雑化・多様化した子どもの心の問題解決に向けて、面接及び電話による教育相談を実施するとともに、子どもが安心して学校生活を送れるよう、いじめ電話相談や、体罰に関する電話相談を実施しました。面接による相談件数は5,970件で、そのうち子ども本人との面接相談は1,849件でした。また、電話による相談件数は1,846件で、そのうち子どもからの電話相談は194件でした。相談の中には、いじめや体罰に関する相談もあり、対応が必要な事案については、関係機関と連携し、解決に向けて取り組みました。

5 子どもの生活実態や意識に関する調査

条例第14条において「知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする」と規定しており、平成24年3月に、子どもの生活実態や意識、子どもをとりまく大人の意識や社会の状況等を「みえの子ども白書2012」としてまとめました。

白書の中では、子どもと大人の意識の違いとして、保護者が思うより子どもは自己肯定感が低いことなどがみられ、「自分のことが好き」、「夢や将来の希望がある」という自己肯定的な感情には、愛情や理解、大人からの励まし、傾聴といった、大人とのかかわりや姿勢と関連があることがわかりました。

今後も、白書の内容を地域に還元し、地域における子育て支援を効果的に展開していきます。

○ 「みえの子ども白書フォーラム」の開催(健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課)(再掲)

平成24年度は、白書で明らかになった実態について県民への周知・理解の浸透を図るため、県主催の諸事業をはじめ、関係諸機関等とも連携し様々な機会に白書の内容を伝えました。また、12月1日には「みえの子ども白書フォーラム」を開催し、白書から見えてきた子どもと大人の意識の違いなどについて、保護者や地域の大人が理解を深め、大人が子どもの育ちを考える機会を持ちました。